| | |
|---|---|
| 事例No. | 692 |
| 公表年度 | H30 |
| 団体の属性 | 一般市 |
| 団体名 | 福井県坂井市 |

| | |
|---|---|
| 事例区分 | 第三セクター |

| | |
|---|---|
| タグ | ・社団法人・財団法人<br>・組織改革<br>・（行政改革）業務の効率化 |

| | |
|---|---|
| 事例種類 | 法人の統廃合等を行った事例 |

事例内容・タイトル

統合による体制強化と業務の効率化

出典

第三セクター改革等先進事例集

| | |
|---|---|
| 事例名 | 統合による体制強化と業務の効率化 |
| 団体名 | 福井県坂井市 |
| 法人名 | （公財）丸岡文化財団 |

＜地方公共団体のデータ＞

| | |
|---|---|
| 人口（人） | 92,509 |
| 標準財政規模（百万円） | 21,955 |
| 財政力指数 | 0.66 |

※人口は、住民基本台帳に基づく人口（平成 30 年 1 月 1 日時点）
標準財政規模及び財政力指数は、平成 29 年度決算の数値

＜法人データ＞ （単位：百万円）

[出資等の状況]

| | |
|---|---|
| 坂井市 | 50（83.3%） |
| その他 | 10（16.7%） |
| 役職員数（人） | 27 人 |

[経営状況]

| | |
|---|---|
| 経常収益 | 162 |
| 経常損益 | 6 |
| 当期純損益 | 6 |

| | |
|---|---|
| 資産 | 106 |
| 負債 | 106 |
| 純資産 | 101 |

※ 出資等の状況は、法人格がなくなった時点（清算結了時）又は出資引揚時点での出資の状況
経営状況は、法人格がなくなった時点（清算結了日）又は出資引揚時点までに終了した直近の会計年度の決算

[法人概要]（設立目的、業務概要等）

歴史に育まれた坂井市丸岡町の文化を活かして、質の高い文化を創造し、並びに日本全国及び世界に発信する事業を行うことにより、坂井市丸岡町のまちおこしに寄与する。

（事業内容）

①手紙文化の振興によるまちおこし事業
②丸岡の文化の発信と交流促進事業
③文化を主体とした地域総合プランニングと推進事業
④丸岡の文化遺産やゆかりの人々に関する資料収集及び調査事業
⑤丸岡城を活かした歴史文化の振興事業
⑥公共施設を管理運営する事業
⑦その他目的を達成するために必要な事業





1．本事例の概要（取組の内容、ポイント）

（公財）丸岡文化財団は手紙文化を中心としたまちおこしを、（一財）坂井市公共施設等管理公社は丸岡城周辺施設の管理運営を行っており、共に坂井市における文化・観光振興の一翼を担ってきた財団である。しかし、平成 27 年 8 月の「一筆啓上　日本一短い手紙の館（以下「手紙の館」という）」の建設を機に、さらなる資源の有効活用と財団としての体制強化・業務の効率化を図るとともに、両財団の強みを活かした事業運営を進めることが必要との観点から、両財団を合併することとした。（平成 29 年 4 月 1 日に（公財）丸岡文化財団が（一財）坂井市公共施設等管理公社を吸収合併）

2．取組の背景、理由、着手のきっかけ

＜（一財）坂井市公共施設等管理公社について＞
・丸岡城の入場者数は回復してきていたが、今後の継続的な集客に向けた人員やノウハウが不足していた。
・職員数が 2 名と少数であり、施設管理の面で何かと支障をきたしていた。

＜（公財）丸岡文化財団＞
・基金はほぼ底をついており、市からの補助金と団体からの寄付金に頼っている状況であった。
・手紙の館について、今後の入場者数確保に向けた取組みが必要な状況で、早急にリピーター確保に向けた取組や丸岡城から誘導する仕組みづくりが必要となっていた。

※同じ坂井市丸岡町の丸岡城周辺エリアにある財団でありながら、管理運営するものが、ソフト・ハードの違いで別の法人となっていたことから、同エリアにおける一体的運用を目指すことで、ソフト・ハード両面からのまちづくりを効果的に行うために合併することとした。

3．取組の具体的内容

⑴取組方針とその決定過程

丸岡城周辺エリアのさらなる資源の有効活用と財団としての体制強化・業務の効率化を図るとともに、両財団の強みを活かした事業運営を推し進める。

＜主な論点＞

①（一財）坂井市公共施設等管理公社が行っていた指定管理業務について、合併による事業継承であるが、再指定の手続きが必要かどうか。

②（一財）坂井市公共施設等管理公社が行っていた業務内容を（公財）丸岡文化財団が引き継いだ場合、公益認定を受けられるかどうか。
（合併後も公益目的事業比率が50%を超える必要があるため、（一財）坂井市公共施設等管理公社の事業がどこまで公益事業として認定されるかどうか。）

③合併することに対して、日本一短い手紙事業に関連し、（公財）丸岡文化財団が寄附等を受けている団体の意向がどうか。

3．取組の具体的内容（つづき）

(2)取組の具体的な進め方

＜課題・論点解決に向けての検討内容＞

①合併による事業継承のため、再指定手続きが必要かどうか、福井県や内閣府に確認。

②合併による公益認定の申請業務等を、調査も含め専門業者に委託し、サポートを受ける。

③（公財）丸岡文化財団より、寄付を受けている団体に対し、合併の経緯等を説明し理解を得る。

＜決定された取組方針（解決策）とその決定理由＞

①（一財）坂井市公共施設等管理公社が平成 28 年度 3 月末をもって消滅法人となることから、残余の指定管理期間を（公財）丸岡文化財団に引き継ぐために、平成 28 年度 3 月の市議会で議決を得ることとした。

②（公財）丸岡文化財団が委託した業者を通じ、福井県や内閣府と協議し、合併後も公益認定を受けられる可能性が高いと判断した。

③（公財）丸岡文化財団より、寄付を受けている団体に対し、合併の経緯等を説明し理解を得た。

**（公財）丸岡文化財団・(一財)坂井市公共施設等管理公社　統合スケジュール**

| | H28 | | | | | | | | | | | | H29 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 作業内容 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 理事会・評議員会<br>統合に向けての作業予算等承認 | | | ● | | | | | | | | | | |
| 統合のための現状分析・内閣府との事前協議 | | | ⟷ | ⟷ | ⟷ | | | | | | | | |
| 統合手続き補助（委託業者） | | | ⟷ | ⟷ | ⟷ | ⟷ | ⟷ | ⟷ | ⟷ | ⟷ | ⟷ | ⟷ | |
| 吸収合併契約案の承認（臨時評議員会） | | | | | | ● | | | | | | | |
| 内閣府への届出・認定<br>○合併の届出（法24条）<br>○公益目的事業の種類または内容の変更（法11条）<br>（標準処理期間40日） | | | | | | | ⟷ | ⟷ | | | | | |
| 合併契約の締結（効力発生日：H29.4.1） | | | | | | | | | ● | | | | |
| 合併契約に関する書類の備置・閲覧<br>（評議員会における承認決議の日の2週間から） | | | | | | | | | ⟷ | ⟷ | ⟷ | ⟷ | |
| 評議員会における承認 | | | | | | | | | | ● | | | |
| 債権者保護手続期間（官報公告、債権者個別催告）<br>⇒1ヶ月以上の期間が必要 | | | | | | | | | | ⟷ | ⟷ | ⟷ | |
| 指定管理者指定手続（指定期間変更・新規指定） | | | | | | | | | | ⟷ | ⟷ | ⟷ | |
| 登記・効力発生日（H29.4.1） | | | | | | | | | | | | | ● |

## 吸収合併手続きの流れと作業分担

| （公財）丸岡文化財団<br>【吸収合併存続法人】 | （一財）坂井市公共施設等管理公社<br>【吸収合併消滅法人】 |
|---|---|
| 1　吸収合併契約の締結 | 1　吸収合併契約の締結 |
| ① 理事会の承認 | ① 理事会の承認 |
| ・合併条件 | ・合併条件 |
| （目的、事業計画、予算、役職員その他） | （目的、事業計画、予算、役職員その他） |
| ・変更認定申請等を行うこと及びその手続 | ・― ― ― ― |
| ・指定管理業務等関係手続 | ・指定管理業務等関係手続 |
| ② 折衝・締結 | ② 折衝・締結 |
| 2　吸収合併契約の承認 | 2　吸収合併契約の承認 |
| ① 評議員会招集手続（理事会決議） | ① 評議員会招集手続（理事会決議） |
| ・日時、場所 | ・日時、場所 |
| ・議案（吸収合併契約案、定款変更案） | ・議案（吸収合併契約案） |
| ② 評議員会 | ② 評議員会 |
| ・吸収合併契約の承認 | ・吸収合併契約の承認 |
| ・定款変更（案）の決議 | ・― ― ― ― |
| 3　変更認定申請 | ― ― ― ― |
| 4　吸収合併契約関係書類の備置き、閲覧 | 4　吸収合併契約関係書類の備置き、閲覧 |
| 5　債権者保護手続 | 5　債権者保護手続 |
| 6　**合併**（効力発生日：権利義務承継） | 6　**合併**（効力発生日：解散消滅） |
| 7　登記 | ― ― ― ― |
| ① 存続法人：変更の登記 | ・― ― ― ― |
| ② 消滅法人：解散の登記 | ・― ― ― ― |
| 8　合併契約関係書類の備置き、閲覧 | ― ― ― ― |
| 9　合併届出 | ― ― ― ― |
| ① 消滅法人：合併により公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けたとみなされた旨の届出書 | ・― ― ― ― |
| ② 存続法人：変更届出 | ・― ― ― ― |
| 10　申告納税 | ― ― ― ― |
| ・消滅法人の最終事業年度 | ・― ― ― ― |

※網掛け部分は、委託業者が直接担当

４．取組の効果

(1)手紙文化等の振興や情報発信と、「丸岡城」や「一筆啓上　日本一短い手紙の館」等の丸岡城関連施設等の維持管理など、同一団体で行えるようになったことから、丸岡城を中心としたソフト・ハード両面からの事業展開が可能となった。
主な事案としては、清掃・警備等の委託業務について、両財団からそれぞれ発注するよりも割安になった。また、観光客のサービス向上を図るため、丸岡城の入場券で手紙の館に入場できるようにしたところ、手紙の館の入場者数が約 2 倍になった。

(2)両財団の職員も統合されたことから、職員配置及び業務分担の流動性が確保された。

５．今後の課題（今後の方針、残された課題等）

合併により丸岡城周辺の一体的な管理運営が可能になったが、舞鶴若狭自動車道の全線開通をはじめ北陸新幹線敦賀駅開業や中部縦貫自動車道の整備等を見据えた観光面における誘客への取組、また、文化面では丸岡城天守が国宝化を目指す中、同天守を保存管理する組織体制の強化充実を図ることが一層重要となる。

＜参考＞地方公共団体の問合わせ先

| | | | |
|---|---|---|---|
| 担当課 | 坂井市教育委員会　文化課 | 連絡先 | 0776-50-3164 |